

瑞浪市告示第 56 号

瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和59年条例第35号）第6条の規定により、市の処理する産業廃棄物の種類及び処理の区分を次のように定める。

令和8年3月30日

瑞浪市長 水野光二

1. 産業廃棄物の種類

- (1) 木くず
- (2) ゴムくず
- (3) 金属くず
- (4) ガラスくず
- (5) 陶磁器くず
- (6) 廃プラスチック類
- (7) 飛灰（瑞浪市可燃物焼却施設）
- (8) 下水し渣及び下水汚泥（瑞浪市浄化センター）

2. 産業廃棄物の処理

- (1) 埋立て処理
金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、飛灰（瑞浪市可燃物焼却施設）
- (2) 焼却処理
木くず、ゴムくず、廃プラスチック類、
下水し渣及び下水汚泥（瑞浪市浄化センター）

3. 施行の日

令和8年4月1日